

## 役員等の報酬及び退職慰労金等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖仁会(以下「会」という。)の役員等の報酬等の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この規程の適用を受ける役員等の範囲は、この会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の職にあつて非常勤の者とし、施設長等の常勤者が役員等の職を兼務するときは、この規程の対象としない。

### (役員報酬)

第3条 この会の理事、評議員、評議員選任・解任委員及び監事が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、その報酬として1回につき7,795円の額を支払うものとする。

2 この会の理事、評議員及び監事が、理事会、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1回につき7,795円の額を支払うものとする。

3 大町町外の役員等には、役職員旅費規程第7条により交通費を支給する。

4 理事長が行う日常的な法人業務、または特任業務に関わる場合に、出務日当として1回につき11,137円を支給する。ただし、交通費は支給しないものとする。

5 この報酬の支払は、原則としてそのつど支払うものとする。

### (退職慰労金)

第4条 この会の役員等として在職し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額などについては、別表の支給基準によるものとする。

付 則 この規程は、平成29年3月22日から施行する。

< 別 表 >

社会福祉法人 聖仁会 役員等退職慰労金支給基準

退職慰労金の支給は、つぎのとおりとする。但し、会の事業に特別の功労があった者に対しては、この基準に定めるものの他、理事会が適当と認める額の支給並びに記念品を贈ることができるものとする。

役員等の期間	支給額
5年未満の者	11,137円
5年以上10年未満の者	33,411円
10年以上15年未満の者	55,685円
15年以上20年未満の者	77,959円
20年以上の者	111,370円